

令和5年分 住民税・所得税・復興特別所得税

申告会場を開設

税の申告会場を2月26日(月)～3月15日(金)の間、文化センター3階に開設します(土・日曜日は除く)。そして、2月13日(火)、14日(水)は、税理士や税務署職員等による申告相談・受付窓口を開設します。

なお、令和5年分の還付申告は、確定申告期間とは関係なく、令和10年12月31日まで提出することができます。また、確定申告や市・府民税申告は郵送でも受け付けています。

税の申告は、学校、道路、公園などの公共施設の維持管理や公共サービスを提供するための財源を確保する大切な手続きです。また、国民健康保険料や介護保険料などの算定、児童手当などの受給判定にも必要です。忘れずに申告しましょう。

住民税 (市・府民税)の申告

税務課市民税係 (☎983-1113、2164)

- 申告に必要な主なもの**
- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
 - ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・ 生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・ 社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・ 寄附金の控除証明書または領収書
 - ・ 医療費控除の明細書
 - ▶ 筆記用具と計算機
 - ▶ マイナンバーカード (お持ちでない人は、番号確認書類と身元確認書類を持参(郵送時は写しを同封))
 - ※ 番号確認書類 = 通知カードまたはマイナンバー記載の住民票の写し
 - ※ 身元確認書類 = 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など

所得税および復興特別所得税 (国税)の確定申告

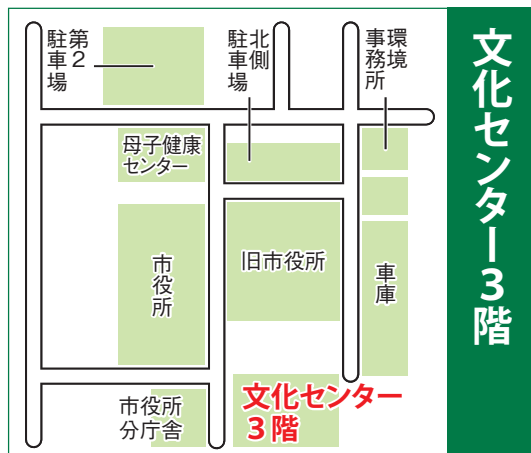
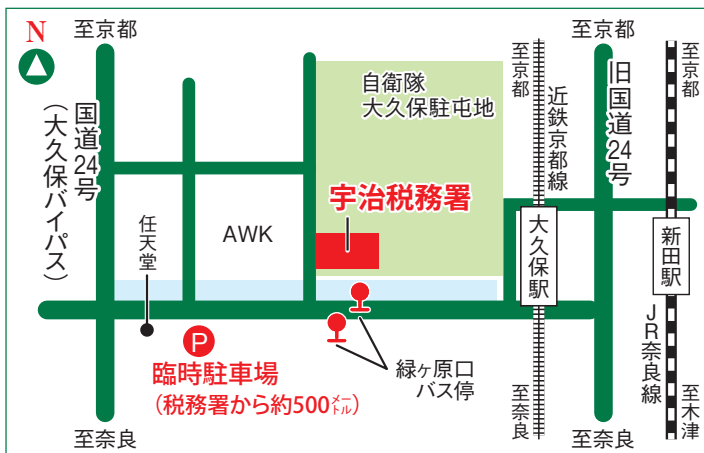
国税相談専用ダイヤル (☎0570-00-5901) ※音声案内に従い、「0」番を選択した後、用件を話してください。

- 申告会場に必要なもの**
- ▶ 前述「住民税(市・府民税)の申告」の「申告に必要な主なもの」
 - ※ 2月26日(月)以降は、マイナンバーカードの「写し」が必要です。
 - ▶ (還付申告の場合のみ) 申告相談者の口座情報がわかるもの
 - ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書 (お持ちの人のみ)

開設期間

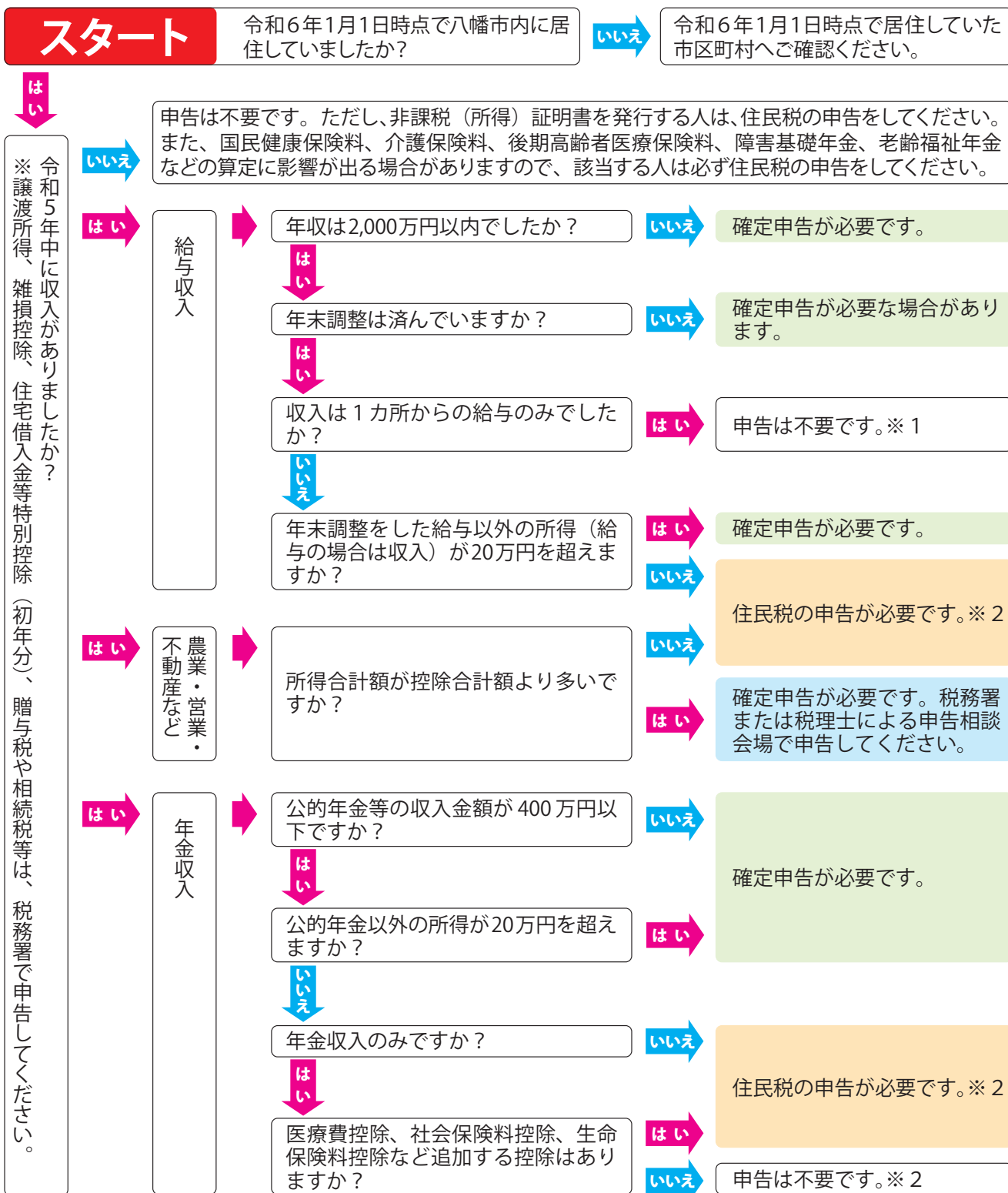
2月13、14、26日～3月15日

※お越しの際は公共交通機関をご利用ください。



税の申告に関するフローチャート

(一般的なケースです。詳細は税務課市民税係へ問い合わせてください)



※令和5年中に収入がありましたか? ※譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(初年分)、贈与税や相続税等は、税務署で申告してください。

確定申告は自宅等のPCやスマホから作成できる

「確定申告書等作成コーナー」

(国税庁ホームページ)

から

確定申告期間は、例年相談会場が混雑するため、税務署では、ご自身のスマホやご自宅のパソコンを利用して申告ができるe-Tax(電子申告)の利用を推奨しています。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などが簡単に作成でき、その申告書等は、e-Taxで提出できます。



詳しくは国税庁のホームページをご覧ください(上記のQRコードからアクセス可)。

※マイナンバーカード、およびICカードリーダー、またはマイナンバーカード対応のスマホをお持ちの人、もしくはID・パスワード方式の届出がお済みの人は、スマホやご自宅のパソコンからe-Taxで申告書の送信ができます。

※作成した申告書等を書面で提出する場合は、「大阪国税局業務センター(阪神分室) (〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3-11-46)へ。

確定申告書の作成上の注意

- ①マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要
確定申告書には、申告者本人のマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。配偶者や扶養親族、事業専従者について記載する場合には、それらの人のマイナンバーの記載が必要(書類添付は不要)です。
- ②公的年金等を受給している人へ
公的年金等の収入金額が400万円以下、かつ、公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告の必要はありませんが、還付を受ける人は確定申告が必要です。所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、市役所税務課市民税係(☎983-1113)までお問い合わせください。

☎e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (☎0570-01-5901)

税の申告相談会場のご案内

※今年は23の申告会場の場所を変更しています。

- 1 宇治税務署 ☎手続等に関するもの=国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)
申告会場の開設に関するもの=宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日・祝日を除く。 ※2月25日(日)に限り開設。	宇治税務署1階	相談受付時間 午前9時~午後4時	▶土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、贈与税や相続税等の申告

※入場には「入場整理券」が必要(詳しくは、当ページ下段参照)です。なお、入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。※税務署の駐車場(障がい者用駐車場を除く)は、利用できません。臨時駐車場(4面の地図参照)をご利用ください。
※原則、会場ではご自分でスマートフォンまたはパソコン操作をお願いしております。
※筆記用具や計算器具は用意していないため、ボールペンや電卓等を持参してください。
※税務署ではコピーサービスを行っていないため、控えが必要な場合は、事前にコピーをお願いします。

- 2 税理士による申告相談会場 ☎手続等に関するもの=国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)
申告会場の開設に関するもの=宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月13日(火)、14日(水)	文化センター3階	受付時間 午前9時~午後3時 相談時間 午前9時30分~正午 午後1時~4時	▶所得税の確定申告 ※土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除や住宅借入金等特別控除(初年分)、令和4年分以前の確定申告、贈与税や相続税等の相談は受付できません。

- 3 市職員による申告相談会場 ☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場 所	時 間	申告の種類
2月16日(金)~3月15日(金) ※土・日・祝日を除く。	市役所税務課市民税係 (2階22番窓口)	午前8時30分~午後5時15分	▶住民税(市民税・府民税)申告
2月26日(月)~3月15日(金) ※土・日を除く。	文化センター3階	受付時間 午前9時~午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時~正午 午後1時~4時	▶住民税(市民税・府民税)申告 ▶簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみ対応となりますので、相談・受付できる種類が限られます。

※受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配付します。
※混雑状況により、長時間の待機や、早めに受付を終了する場合があります(例年3月上旬までは大変混み合います)。
※筆記用具や計算器具を持参してください。また、咳や発熱等の症状や体調がすぐれない人の入場はご遠慮ください。
※駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関でお越しください。

宇治税務署の確定申告会場は入場整理券が必要

申告会場内の混雑緩和のため、宇治税務署の確定申告会場への入場には、入場整理券が必要となります。

入場整理券は、同会場での当日配付、またはLINEアプリを使ったオンライン事前発行(2月6日(火)から発行開始予定)のいずれかで取得することができます。

※入場整理券の配付状況に応じて、早めに相談受付を終了する場合があります。

LINEアプリによる入場整理券の取得方法



- ①LINEアプリから国税庁LINE公式アカウントを友だち追加(左記のQRコードからアクセス可)

- ②「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択
- ③税務署や来場希望日時を選択
- ④内容を確認して「申込」をタップすれば完了

☎宇治税務署(☎0774-44-4141)